

【株式等の譲渡の対価等の支払調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- この支払調書は、次に掲げる法第 224 条の 3 第 2 項に規定する株式等（以下この表において「株式等」という。）の譲渡の対価（同条第 1 項に規定する対価をいう。以下この表において同じ。）又は同条第 4 項に規定する償還金等（以下この表において「償還金等」という。）について使用すること。
 - 居住者及び恒久的施設を有する非居住者（租税特別措置法施行令第 19 条の 3 第 34 項の規定の適用がある場合には、同項に規定する特定株式又は承継特定株式の譲渡をする非居住者）に対し、支払う株式等の譲渡の対価又は交付する償還金等
 - 法第 225 条第 1 項第 11 号に規定する非居住者、内国法人又は外国法人に対し交付する令第 352 条の 2 第 2 項各号に掲げる公社債の償還金等
- この支払調書の記載の要領は、次による。
 - 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号（14 及び 16 において「法人番号」という。）を記載すること。
 - 「区分」の欄には、株式（法人税法第 2 条第 12 号の 6 に規定する株式交換完全子法人の株式については株式交換完全子法人株式、同条第 12 号の 6 の 5 に規定する株式移転完全子法人の株式については株式移転完全子法人株式、法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式については取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式については取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式については全部取得条項付種類株式、同項第 5 号に規定する取得条項付新株予約権については取得条項付新株予約権、租税特別措置法第 37 条の 13 の 3 第 1 項に規定する株式交付子会社の株式（以下この表において「株式交付子会社株式」という。）については株式交付子会社株式）、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口をいう。）、端数（法第 224 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する 1 株又は 1 口に満たない端数及びこれに準ずるものをいう。）、公社債投資信託の受益権、公募公社債等運用投資信託の受益権、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託の受益権（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権（特定株式投資信託の受益権を除く。）をいう。）、非公社債等投資信託の受益権（証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権をいう。）、特定目的信託の受益権（社債的受益権を除く。）、社債的受益権、特定受益証券発行信託の受益権、国債、地方債、政府関係機関債、金融債、普通社債、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定社債、投資法人債、外国公債、外国社債のように記載すること。
 - 「番号」の欄には、その株式等の譲渡の対価又は償還金等が、租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「1」と、当該上場株式等の譲渡以外の同法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「2」と、同法第 37 条の 10 第 1 項に規定する一般株式等の譲渡に係るものである場合には「3」と、租税特別措置法施行令第 19 条の 3 第 35 項に規定する特定株式又は承継特定株式に係るものである場合には「4」と、同法第 37 条の 11 の 2 第 1 項に規定する特定管理株式等に係るものである場合には「5」と記載すること。
 - 「事由」の欄には、譲渡、解約、償還、買入消却のように記載すること。
 - 「支払金額又は交付金額」の欄には、その年中に支払の確定した株式等の譲渡の対価の額又は交付の確定した償還金等の額を記載すること。また、租税特別措置法第 37 条の 13 の 4 第 1 項の規定の適用がある株式交付による株式交付子会社株式の譲渡については、その対価として支払うべき金額のうちに、当該株式交付により交付を受けた金銭の額又は金銭以外の資産（当該株式交付に係る同項に規定する株式交付親会社の株式を除く。）の価額がある場合には、当該株式交付子会社株式の譲渡の対価として支払うべき金額を記載するとともに、当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額の合計額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）を内書すること。
 - 「源泉徴収税額」の欄には、その徴収される税額を記載すること。
 - 「支払又は交付確定年月日」の欄には、株式等の譲渡の対価の支払にあつてはその支払の確定した年月日を、償還金等の交付にあつてはその交付の基因となった事由の生じた年月日を記載すること。
その株式等の譲渡の対価として支払うべき金額のうちに、租税特別措置法施行令第 19 条の 3 第 35 項に規定する特定株式又は承継特定株式の譲渡に係る金額及び当該特定株式又は承継特定株式と同一銘柄の他の株式の譲渡に係る金額がある場合には、その別に区分してそれぞれの欄に記載すること。

- (9) その株式等の譲渡の対価として支払うべき金額のうちに、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定の適用を受ける同項に規定する特定管理株式等の譲渡に係る金額及び当該特定管理株式等又は特定保有株式と同一銘柄の他の株式又は公社債の譲渡に係る金額がある場合には、その別に区分してそれぞれの欄に記載すること。
- (10) その株式等の譲渡の対価が、法第41条の2の規定により同条に規定する事業所得に係る収入金額、一時所得に係る収入金額又は雑所得に係る収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- (11) その株式等の譲渡の対価又は償還金等が、租税特別措置法第37条の10第3項第8号イに規定する同族会社又は同号ロに規定する特定法人から支払又は交付を受けるものであり、かつ、同条第1項の規定の適用の対象とならないものである場合には、「摘要」の欄に「租税特別措置法第37条の10第3項第8号イにより総合課税適用分」又は「租税特別措置法第37条の10第3項第8号ロにより総合課税適用分」と記載すること。
- (12) その株式等の譲渡の対価又は償還金等が次に掲げる場合に該当する場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- (イ) 租税特別措置法第37条の14第18項の規定により同条5項第1号に規定する非課税口座に該当しないものとされた口座に係る同条第1項に規定する振替口座簿（(ロ)において「振替口座簿」という。）への記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている同項第1号に規定する上場株式等（(ロ)において「上場株式等」という。）に係る譲渡の対価又は償還金等で、当該口座の開設の時から当該口座が開設されている同項に規定する金融商品取引業者等（(ロ)において「金融商品取引業者等」という。）が当該口座に係る同条第13項第2号に定める事項又は同条第27項第2号に定める事項の提供を受けるまでの間の当該上場株式等の同条第1項に規定する譲渡に係るものである場合
- (ロ) 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた租税特別措置法第37条の14第28項の規定により同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定及び同項第8号に規定する特定非課税管理勘定に該当しないものとされた勘定に係る上場株式等に係る譲渡の対価又は償還金等で、当該勘定の設定の時から当該口座が開設されている金融商品取引業者等が当該勘定に係る同条第27項第2号に定める事項の提供を受けるまでの間の当該上場株式等の同条第1項に規定する譲渡に係るものである場合
- (13) 租税特別措置法第41条の13の2第2項において準用する法第180条又は租税特別措置法第41条の13の3第1項の規定により所得税の徴収がされなかったものについては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- (14) 租税特別措置法第41条の13の3第1項の規定により所得税の徴収がされなかったものにつき、同項に規定する特定振替機関等又は同条第12項において準用する同法第5条の2第19項に規定する信託の受託者がこの支払調書を作成する場合には、その交付者及び当該特定振替機関等又は当該信託の受託者の双方の名称、所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）を、それぞれ「支払者又は交付者」の欄又は「交付の取扱者」の欄に記載すること。
- (15) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を「摘要」の欄に記載すること。
- (16) 償還金等の租税特別措置法第38条第3項又は第5項に規定する交付の取扱者がこの支払調書を作成する場合には、当該償還金等の交付者及び当該交付の取扱者の双方の名称、所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）を、それぞれ「支払者又は交付者」の欄又は「交付の取扱者」の欄に記載すること。
- (17) 支払又は交付を受ける者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。
- (18) 租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。